

# 境港市子ども・子育て支援事業計画 (第三期計画)

## 素案

※資料中、下線部は現時点での修正箇所です。

また、下記については現在、各担当課照会中。

第2章 3. 境港市の子育て環境

第4章 施策の推進方向

第5章 2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

3. 子ども・子育て支援事業の量の見込み  
と確保方策

令和〇年〇月

境 港 市

# 本 編

## 第1章 計画策定の概要

---

1. 計画の趣旨
2. 計画の位置付け
3. 計画の期間
4. 区域の設定

## 第2章 計画の背景

---

1. 人口等の状況
2. 就業構造
3. 境港市の子育て環境

## 第3章 計画の基本的方向

---

1. 計画の基本理念
2. 計画の基本的な視点
3. 計画の基本目標
4. 施策の体系

## 第4章 施策の推進方向

---

1. 地域における子育ての支援
2. 子育て家庭に対する支援
3. 豊かな教育の推進と子どもの健全育成
4. 子どもを育てやすい生活環境の整備
5. 子育てと仕事の両立支援
6. 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

## 第5章 量の見込みと確保方策

---

1. 算出方法
2. 教育・保育の量の見込みと確保方策
3. 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
4. 教育・保育の一体的な提供について

## 第6章 計画の推進に向けて

---

1. 点検・評価（PDCA）
2. 推進体制

## 資料編

1. 計画策定のためのアンケート結果

---

2. 計画策定の経過

---

3. 境港市子ども・子育て会議設置要綱

---

4. 境港市子ども・子育て会議委員名簿

---

## 計画策定の概要

---

1. 計画の趣旨
2. 計画の位置付け
3. 計画の期間
4. 区域の設定

# 第1章 計画策定の概要

## 1. 計画の趣旨

子ども・子育てをめぐる課題として、子育ての孤立感と負担感を持つ家庭の増加、待機児童の問題などが指摘されています。

このような課題に対応するため、平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「こども・子育て関連3法」が成立、平成27年度より子ども・子育て新制度が実施されました。

本市においても、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び円滑な実施を総合的かつ計画的に行うため、境港市子ども・子育て支援事業計画を策定します。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づく市町村こども・子育て支援事業計画であり、国が定める基本指針に即して策定します。

また、次世代育成支援対策推進法の改定により、法律の有効期限が延長されたことを受け、同法8条の規定に基づく「市町村行動計画」にも位置付け一体的に策定します。

なお、実施にあたっては、「境港市まちづくり総合プラン」、「境港市地域福祉計画」等の関連諸計画との整合性を保ちながら進めていきます。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

### 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

### 4. 区域の設定

教育・保育提供区域を設定します。教育・保育提供区域とは、市町村が、地理的条件、人口、交通事業その他社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域です。

本市は、人口約3万2千人ですが、面積29.11km<sup>2</sup>でコンパクトな市域となっているので、教育・保育提供区域は全市とします。

## 計画の背景

---

1. 人口等の状況
2. 就業構造
3. 境港市の子育て環境

## 第2章 計画の背景

### 1. 人口等の状況

#### (1) 人口

国勢調査で見る総人口は、平成12年に減少に転じ、その後も減少傾向が続き、**令和2年には33,000人**を割り込んでいます。

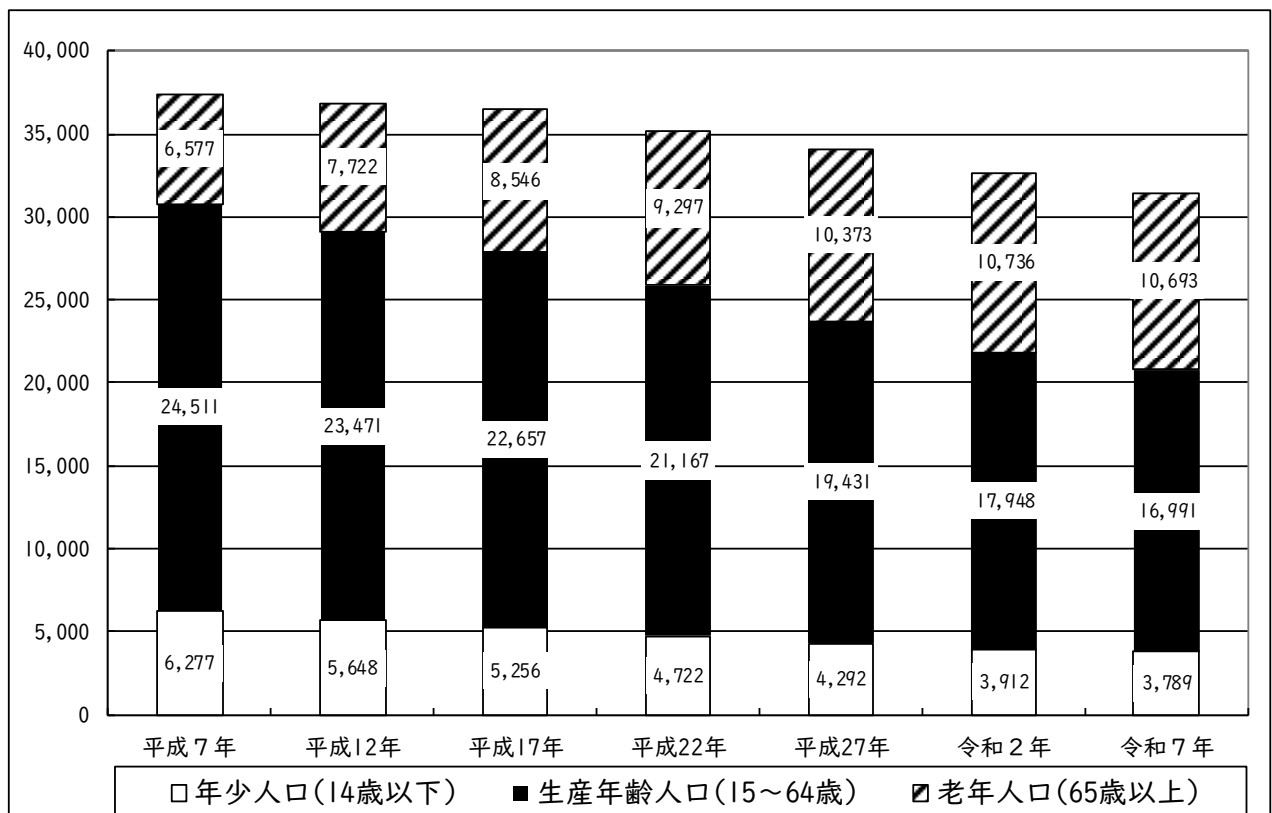
#### 【境港市の人口の推移】

| 区 分                | 平成7年              | 平成12年             | 平成17年             | 平成22年             | 平成27年             | 令和2年              | 令和7年              | 令和6年<br>3月31日     |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 総人口                | 37,365<br>(100.0) | 36,843<br>(100.0) | 36,459<br>(100.0) | 35,259<br>(100.0) | 34,174<br>(100.0) | 32,740<br>(100.0) | 31,473<br>(100.0) | 32,774<br>(100.0) |
| 年少人口<br>(14歳以下)    | 6,277<br>(16.8)   | 5,648<br>(15.3)   | 5,256<br>(14.4)   | 4,722<br>(13.4)   | 4,292<br>(12.6)   | 3,912<br>(12.0)   | 3,789<br>(12.0)   | 3,783<br>(11.5)   |
| 生産年齢人口<br>(15～64歳) | 24,511<br>(65.6)  | 23,471<br>(63.7)  | 22,657<br>(62.1)  | 21,167<br>(60.2)  | 19,431<br>(57.0)  | 17,948<br>(55.1)  | 16,991<br>(54.0)  | 18,114<br>(55.3)  |
| 老年人口<br>(65歳以上)    | 6,577<br>(17.6)   | 7,722<br>(21.0)   | 8,546<br>(23.4)   | 9,297<br>(26.4)   | 10,373<br>(30.4)  | 10,736<br>(32.9)  | 10,693<br>(34.0)  | 10,877<br>(33.2)  |

※上段：人数 下段：構成比(%) 資料：国勢調査(年齢別は年齢不詳を除いて算出)

※令和7年は推計(国立社会保障人口問題研究所)

※令和6年3月31日(二重線枠内)の数値は住民基本台帳

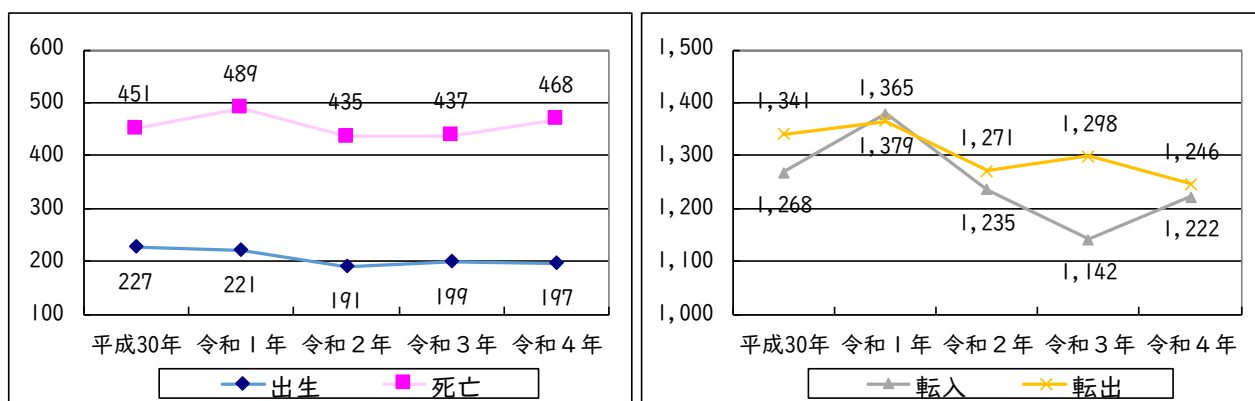




## (2) 人口動態

近年、自然動態に関しては、死亡数が出生数を上回る自然減となっています。  
社会動態に関しても、転出者が転入者を上回る社会減となっています。

### 【境港市の人口動態】



## (3) 出生数及び合計特殊出生率の推移

出生数が減少しており、現在200人を下回っています。また、合計特殊出生率も1.6前後となっています。

### 【境港市の出生数の推移】

| 区 分 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 | 令和5年 |
|-----|------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 出生数 | 324  | 345   | 260   | 283   | 272   | 191  | 172  |

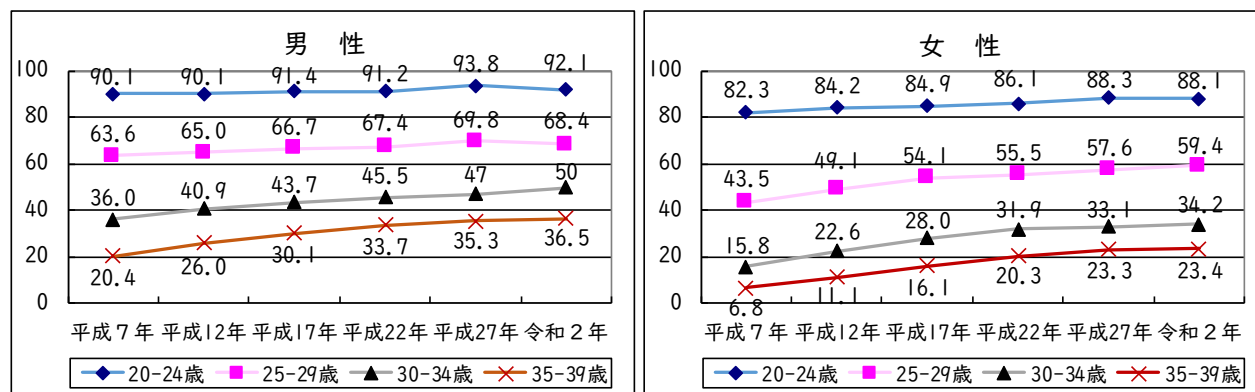
### 【合計特殊出生率の推移】

| 区 分 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 | 令和4年 |
|-----|------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 境港市 | 1.52 | 1.57  | 1.29  | 1.58  | 1.71  | 1.41 | 1.59 |
| 鳥取県 | 1.69 | 1.62  | 1.47  | 1.54  | 1.65  | 1.52 | 1.60 |
| 全 国 | 1.42 | 1.36  | 1.26  | 1.39  | 1.45  | 1.33 | 1.26 |

## (4) 未婚率の推移

未婚率は、男女とも各年齢階層において増加傾向にありますが、特に、25歳以上の女性の増加が伺えます。

### 【未婚率の推移】



## （５）婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数、離婚件数とも、減少傾向にあります。

婚姻率は、全国に比べると0.5ポイント程度低く、鳥取県よりは高くなっています。離婚率は、全国、鳥取県に比べると高いですが、令和２年は、平成27年に比べると0.55ポイント低くなっています。

### 【婚姻・離婚件数の推移】

| 区 分  |     | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和２年 |
|------|-----|------|-------|-------|-------|-------|------|
| 婚姻件数 |     | 216  | 208   | 179   | 175   | 167   | 128  |
| 婚姻率  | 境港市 | 5.8  | 5.6   | 4.9   | 5.0   | 4.9   | 3.9  |
|      | 鳥取県 | 5.3  | 5.5   | 5.0   | 4.8   | 4.7   | 3.8  |
|      | 全 国 | 6.4  | 6.4   | 5.7   | 5.5   | 5.1   | 4.3  |
| 離婚件数 |     | 56   | 83    | 105   | 66    | 75    | 54   |
| 離婚率  | 境港市 | 1.50 | 2.25  | 2.90  | 1.88  | 2.20  | 1.65 |
|      | 鳥取県 | 1.32 | 1.95  | 1.98  | 1.95  | 1.74  | 1.48 |
|      | 全 国 | 1.60 | 2.10  | 2.08  | 1.99  | 1.81  | 1.57 |

※婚姻率・離婚率：人口1,000人当たり

## （６）家族類型別一般世帯割合の推移

一般世帯総数は、人口が減少傾向にあるにもかかわらず、増加しています。単独世帯、核家族世帯が増え、子育てに親以外が関わる環境が減っていることが推測されます。

### 【家族類型別世帯数の推移】

| 区 分    |              | 平成7年              | 平成12年             | 平成17年             | 平成22年             | 平成27年             | 令和２年              |
|--------|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 一般世帯総数 |              | 11,958<br>(100.0) | 12,463<br>(100.0) | 12,755<br>(100.0) | 12,813<br>(100.0) | 13,043<br>(100.0) | 13,084<br>(100.0) |
| 核家族世帯  | 単独世帯         | 2,085<br>(17.4)   | 2,561<br>(20.5)   | 2,855<br>(22.4)   | 3,057<br>(23.9)   | 3,443<br>(26.4)   | 3,889<br>(29.7)   |
|        | 核家族世帯        | 7,284<br>(60.9)   | 7,478<br>(60.0)   | 7,585<br>(59.5)   | 7,615<br>(59.4)   | 7,804<br>(59.8)   | 7,609<br>(58.2)   |
|        | 夫婦のみ世帯       | 2,331<br>(19.5)   | 2,524<br>(20.3)   | 2,519<br>(19.7)   | 2,627<br>(20.5)   | 2,755<br>(21.1)   | 2,745<br>(21.0)   |
|        | 夫婦と子からなる世帯   | 3,999<br>(33.4)   | 3,849<br>(30.9)   | 3,743<br>(29.3)   | 3,590<br>(28.0)   | 3,518<br>(27.0)   | 3,287<br>(25.1)   |
|        | ひとり親と子からなる世帯 | 954<br>(8.0)      | 1,105<br>(8.9)    | 1,528<br>(12.0)   | 1,398<br>(10.9)   | 1,531<br>(11.7)   | 1,577<br>(12.1)   |

資料：国勢調査

## 2. 就業構造

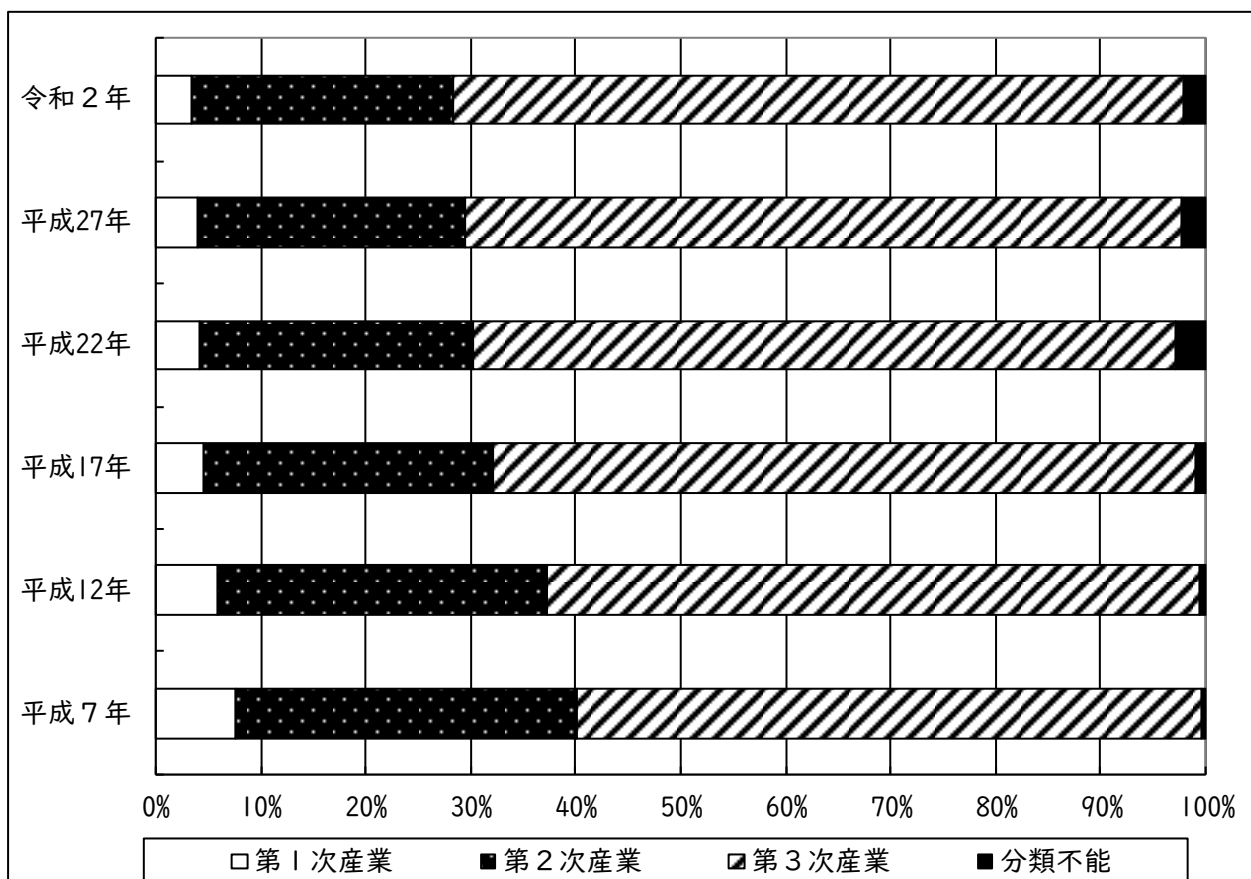
### (1) 産業別就業者数

第1次産業と第2次産業が減少し、第3次産業が増加する傾向が続いています。  
15歳以上の人口、就業人口は減少傾向であるが、就業率は令和2年に増加に転じています。

#### 【産業別就業者数の推移】

| 区 分                |       | 平成7年             | 平成12年            | 平成17年            | 平成22年            | 平成27年            | 令和2年             |
|--------------------|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 人口総数(A)<br>(15歳以上) |       | 31,088           | 31,195           | 31,203           | 30,464           | 29,804           | 28,684           |
| 就業人口(B)            |       | 19,188           | 18,421           | 17,650           | 16,709           | 16,507           | 16,043           |
| 就業率(B/A)           |       | 61.7             | 59.1             | 56.6             | 54.8             | 53.3             | 55.9             |
| 産業別<br>就業人口        | 第1次産業 | 1,461<br>(7.6)   | 1,084<br>(5.9)   | 811<br>(4.6)     | 700<br>(4.2)     | 667<br>(4.0)     | 557<br>(3.5)     |
|                    | 第2次産業 | 6,237<br>(32.5)  | 5,769<br>(31.3)  | 4,858<br>(27.5)  | 4,363<br>(26.1)  | 4,186<br>(25.4)  | 3,984<br>(24.8)  |
|                    | 第3次産業 | 11,430<br>(59.6) | 11,463<br>(62.2) | 11,807<br>(66.9) | 11,176<br>(66.9) | 11,289<br>(68.4) | 11,161<br>(69.6) |
|                    | 分類不能  | 60<br>(0.3)      | 105<br>(0.6)     | 174<br>(1.0)     | 470<br>(2.8)     | 365<br>(2.2)     | 341<br>(2.1)     |

※資料 : 国勢調査



## (2) 女性の就業状況

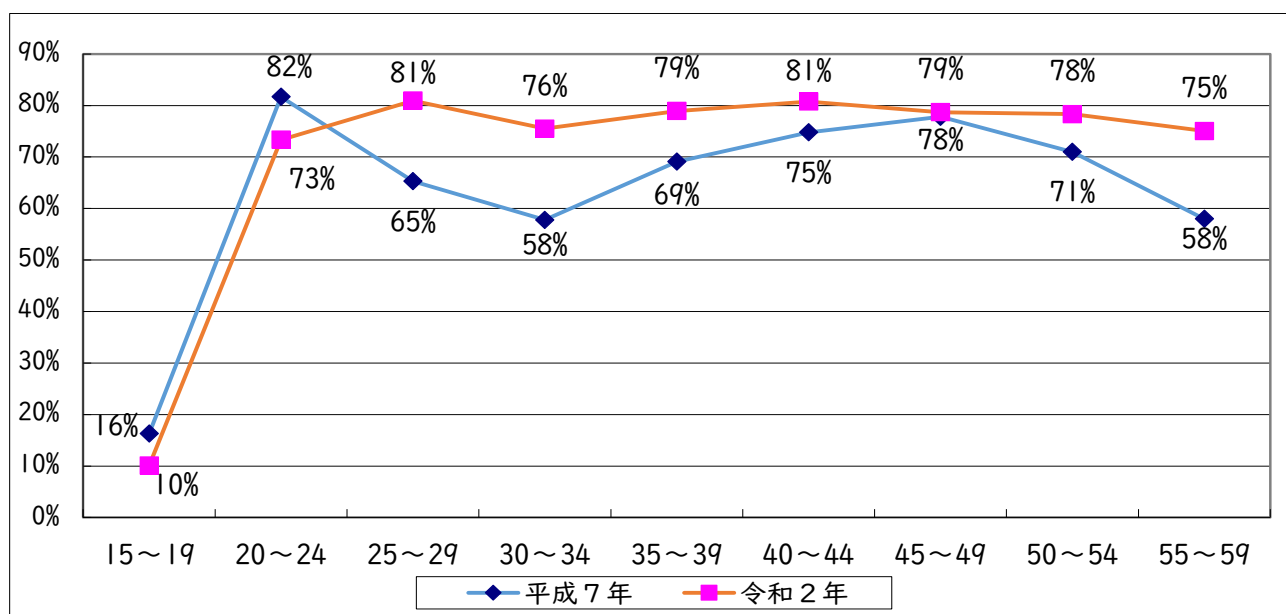
女性の就業率は、高齢化の影響で、平成7年をピークに減少傾向となっていたが、平成27年から上昇しており、全国と比較してみると、20歳以上の全ての階層で境港市の数値が上回っており、女性の社会進出が伺えます。

### 【女性の就業者数及び就業率の推移】

| 区 分                             |               | 平成7年            | 平成12年           | 平成17年         | 平成22年         | 平成27年         | 令和2年          | 全国就業率<br>令和2年平均 |
|---------------------------------|---------------|-----------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|
| 女性人口<br>(15歳以上)                 |               | 16,244          | 16,349          | 16,358        | 16,038        | 15,740        | 15,019        |                 |
| 女性就業人口総数                        |               | 8,417           | 7,979           | 7,771         | 7,522         | 7,558         | 7,321         |                 |
| 女性の就業率(%)                       |               | 51.8            | 48.8            | 47.5          | 46.9          | 48.0          | 48.7          | 50.2            |
| 年<br>齢<br>別<br>就<br>業<br>人<br>口 | 15～19歳<br>(%) | 162<br>(14.4)   | 100<br>(10.2)   | 81<br>(9.6)   | 90<br>(11.4)  | 76<br>(10.2)  | 63<br>(10.1)  | 14.2            |
|                                 | 20～24歳<br>(%) | 867<br>(80.3)   | 674<br>(74.9)   | 597<br>(73.1) | 485<br>(73.5) | 488<br>(74.4) | 457<br>(73.4) | 59.7            |
|                                 | 25～29歳<br>(%) | 728<br>(67.8)   | 816<br>(68.8)   | 728<br>(71.2) | 631<br>(74.0) | 587<br>(79.1) | 544<br>(81.0) | 68.9            |
|                                 | 30～34歳<br>(%) | 687<br>(63.5)   | 685<br>(62.0)   | 802<br>(67.1) | 724<br>(69.2) | 686<br>(77.0) | 521<br>(75.5) | 64.5            |
|                                 | 35～39歳<br>(%) | 736<br>(67.0)   | 749<br>(70.5)   | 773<br>(70.2) | 900<br>(74.1) | 788<br>(76.7) | 682<br>(78.9) | 64.9            |
|                                 | 40～44歳<br>(%) | 996<br>(77.4)   | 824<br>(74.4)   | 825<br>(77.1) | 816<br>(76.3) | 976<br>(80.7) | 789<br>(80.8) | 68.5            |
|                                 | 45～49歳<br>(%) | 1,197<br>(77.5) | 966<br>(77.3)   | 844<br>(76.8) | 823<br>(79.4) | 851<br>(79.7) | 935<br>(78.7) | 70.6            |
|                                 | 50～54歳<br>(%) | 996<br>(74.2)   | 1,099<br>(71.6) | 941<br>(75.6) | 819<br>(75.6) | 798<br>(79.1) | 835<br>(78.3) | 70.2            |
|                                 | 55～59歳<br>(%) | 788<br>(63.5)   | 845<br>(63.3)   | 972<br>(64.1) | 856<br>(68.3) | 809<br>(74.2) | 749<br>(75.1) | 68.0            |

※年齢別就業率=年齢別就業人口/年齢別人口×100

### 【女性の年齢別就業率】



## 計画の基本的方向

---

1. 計画の基本理念
2. 計画の基本的な視点
3. 計画の基本目標
4. 施策の体系

## 第3章 計画の基本的方向

### 1. 計画の基本理念

子ども 家庭 地域 がともに育ち支えあうまち

基本理念は、「境港市子ども・子育て支援事業計画」の基盤となるよう「基本的な考え方を示しています。

近年、我が国においては、急速な勢いで少子化が進んでいると同時に、さまざまな社会的状況や環境の変化の中で、子育てに対する不安や困難さも増してきています。そのため、子育てを支える社会的基盤づくりが重要かつ緊急な課題になってきています。

その社会的基盤づくりで、その中心になるのは家庭です。しかし、家庭における子育て力や教育力の低下、子どもに対する虐待や教育放棄の増加、学校におけるいじめや子どもが巻き込まれる事件の増加など、子どもを取り巻く家庭的・社会的環境が大きく変化しているため、今や子育ては、家庭だけではなく、社会全体で取り組まなければならない重要な課題になっています。

本市においても、核家族化や保護者の共働きによる子育て支援に対する要望の増加など、子育てを取り巻く状況や環境は日々変化しています。

本来、子どもは親からの愛情や家族の絆に支えられ、家庭生活の中で基本的な生活習慣や社会的な規範を身につけていくものであり、親もまた、子育てを通して親として成長していく存在です。さらに、子どもにとっても親にとっても、地域の中で多くの人と接し、多くの人に支えられ、様々な経験を積み重ねていくことが大切です。そうすることによって、地域もまた、豊かな結びつきと支えあう力を強めていくことができます。

以上のように、これからは親が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、これまで以上に、子育て家庭を見守り、必要な手助けをし、安心して子どもを産み育てることができるよう、地域全体で子育てを応援することが重要です。

この計画において、地域住民一人ひとりが、意識的・意欲的に地域における人的資源として子育て支援に参加することで、地域の子育て機能を高め、社会全体で子育て支援の輪を広げ、境港市ならではの協働のまちづくりを推進します。

## 2. 計画の基本的な視点

この計画では、以下に示す5つの事柄を「行動計画の基本的な視点」としました。

### (1) 子どもの視点

全ての子どもたちが、笑顔で成長していくために、計画の推進にあたっては、子どもの利益・権利を尊重し、全ての子どもの幸せを第一に考えます。そして、それぞれの個性を発揮し、自ら主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心など豊かな人間性を備えた「生きる力」を育成する教育・啓発を推進します。

### (2) 親づくりの視点

将来親となる子どもたちが、地域社会と様々に関わっていく中で、子育て・将来の生活などに対する認識を深め、さらには人と人との関わりを大切にし、男女が協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの意義に関する教育・啓発を推進します。

### (3) 子育て支援の質を充実し、利用者の多様な要望に対応する視点

母親の就労機会の増大や就労形態の多様化、核家族化などの社会環境の変化に伴い、保育をはじめとする子育て支援に関する要望が多様化しています。

全ての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために、子育て支援を提供する人材の質的向上を図るとともに、情報公開や子育て支援事業評価等の取り組みを進め、利用者が満足できる、質の高い子育て支援の提供を推進します。

### (4) 全ての子どもと家庭を社会全体で支援する視点

家庭は、子育てに関して一番重要な役割を果たす場であり、その第一義的な責任を担っています。次代を担う子どもは地域にとって、大切な宝であり、地域は子どもたちの成長にとっては大きな役割を持っています。子育てを家庭だけの問題ではなく、地域社会全体の問題として考え、全ての家庭における子育てを地域全体で支援する必要があります。

境港市においては、すでに子育てサークルやボランティア団体、特定非営利活動法人（NPO法人）、子ども会、自治会などの活動により、地域で子どもたちを支援する体制はできておりますが、これからはさらに、行政、保護者、子育て支援施策の提供者はもとより、地域社会の住民、また事業主が互いに協力しながら子育て家庭を支援し、家庭や地域の機能を支えるための仕組みづくりを推進します。

#### (5) 総合的な取り組みの視点

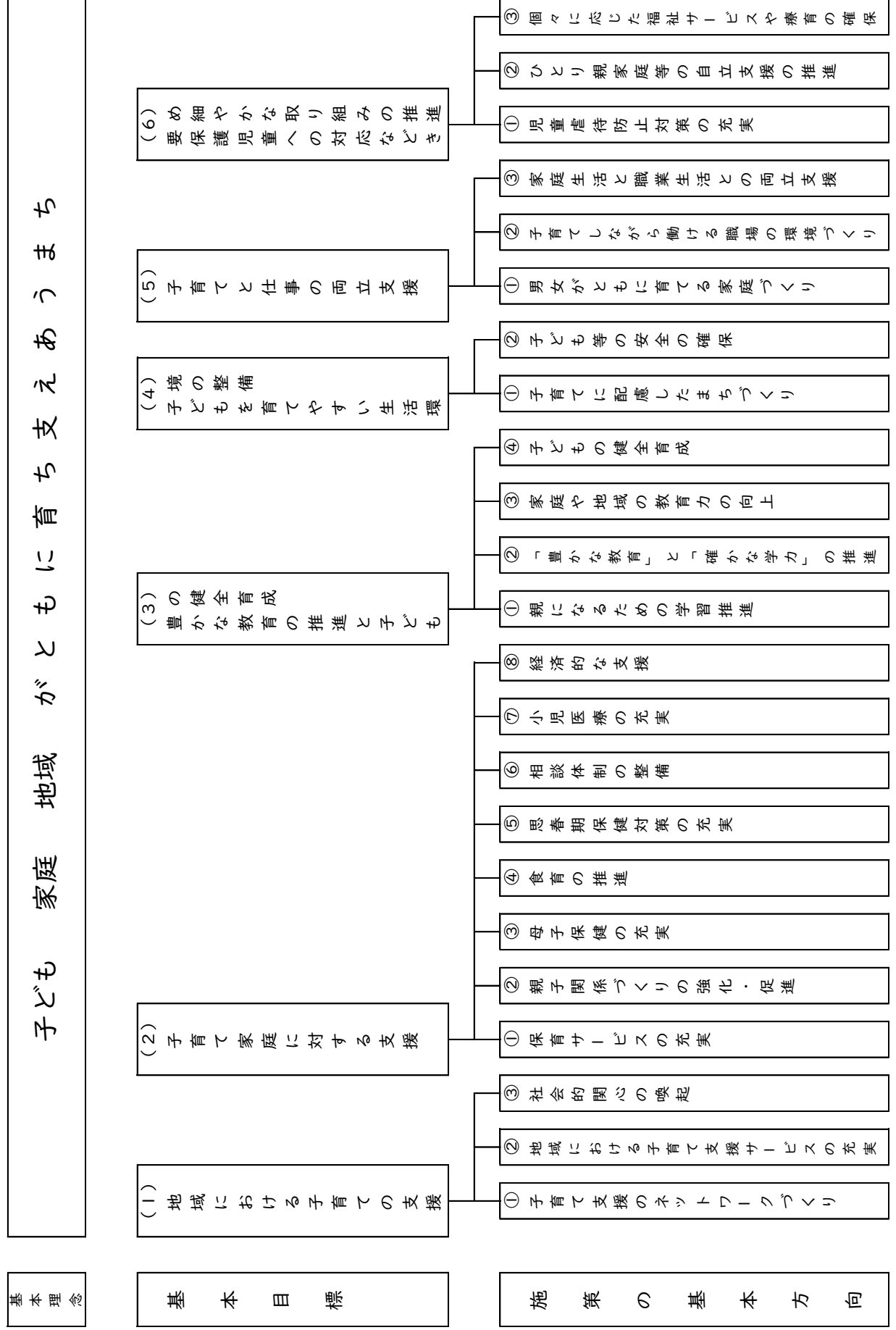
それぞれの子育て家庭が置かれた状況は異なっており、要望も多種多様であることから、各家庭の状況に対応できる総合的な取り組みが求められます。そのため、地域に根差した子育て支援をはじめ、母子保健、教育環境、生活環境、雇用環境、安全の確保など、多岐にわたる子育て支援を全庁的な体制の下で推進します。

### 3. 計画の基本目標

- (1) 地域における子育ての支援
- (2) 子育て家庭に対する支援
- (3) 豊かな教育の推進と子どもの健全育成
- (4) 子どもを育てやすい生活環境の整備
- (5) 子育てと仕事の両立支援
- (6) 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進



#### 4 施策の体系



### 施策の推進方向

---

1. 地域における子育ての支援
2. 子育て家庭に対する支援
3. 豊かな教育の推進と子どもの健全育成
4. 子どもを育てやすい生活環境の整備
5. 子育てと仕事の両立支援
6. 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

## 量の見込みと確保方策

1. 算出方法
2. 教育・保育の量の見込みと確保方策
3. 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
4. 教育・保育の一体的な提供について

## 第5章 量の見込みと確保方策

### 1. 算出方法

#### (1) アンケート調査（調査期間：令和6年1月25日（木）～2月29日（木））

境港市子ども・子育て支援事業計画を策定するためにアンケート調査を実施しました。

#### 【調査の種類と方法】

| <u>調査対象</u>                   | 対象者                                                                                                          | 実施方法                                                                                                                         |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <u>市内在住の<br/>対象者全数<br/>調査</u> | <u>・0、1歳児（令和5年12月31日現在）保護者 369人</u><br><u>・5歳児（年長児）の保護者 245人</u><br><u>・小学校3年生の保護者 268人</u><br><u>計 882人</u> | <u>【配布方法】</u><br><u>・郵送</u><br><u>・保育園等、</u><br><u>小学校経由</u><br><u>【回収方法】</u><br><u>・郵送</u><br><u>・とっとり電</u><br><u>子サービス</u> |

#### 【配布・回収状況】

| <u>調査対象</u>              | 配布数         | 回収数         | 回収率          |
|--------------------------|-------------|-------------|--------------|
| <u>市内在住の対象<br/>者全数調査</u> | <u>882部</u> | <u>399部</u> | <u>45.2%</u> |

#### (2) 算出の仕方

「量の見込み」については、国から示された「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（初版）について」（改訂版）（令和5年9月20日付）による方法を基本に、直近3年間の実績と推計児童数を最大限考慮して算出しています。

#### (3) 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号で、市町村は、人口、地理的条件、交通事情、その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を定めることとされていますが、本市の地勢、市域を考慮し、教育・保育提供区域（地域子ども・子育て支援事業も含める。）は、全市としました。

#### (4) 基礎データ

##### 推計児童数

住民基本台帳による性別、年齢別人口（令和2～6年、各年3月31日現在）と厚生労働省が発表している地域別生命表による鳥取県のデータを用いて、婦人子ども比及び男女児性比、生存率を求め、向こう5年間の児童数を算出しています。

## ☆児童数の推計結果

(単位：人)

| 年 齢 区 分   | 令和6年   | 令和7年   | 令和8年   | 令和9年   | 令和10年  |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 0歳        | 190人   | 185人   | 181人   | 178人   | 173人   |
| 1歳        | 206人   | 198人   | 193人   | 189人   | 186人   |
| 2歳        | 203人   | 213人   | 204人   | 199人   | 195人   |
| 小計(未満児)   | 599人   | 596人   | 578人   | 566人   | 554人   |
| 3歳        | 205人   | 203人   | 213人   | 204人   | 199人   |
| 4歳        | 226人   | 204人   | 202人   | 212人   | 203人   |
| 5歳        | 237人   | 229人   | 206人   | 204人   | 214人   |
| 小計(以上児)   | 668人   | 636人   | 621人   | 620人   | 616人   |
| 合計(0～5歳)  | 1,267人 | 1,232人 | 1,199人 | 1,186人 | 1,170人 |
| 6歳        | 245人   | 236人   | 228人   | 205人   | 203人   |
| 7歳        | 273人   | 245人   | 236人   | 228人   | 205人   |
| 小計(6～7歳)  | 518人   | 481人   | 464人   | 433人   | 408人   |
| 8歳        | 257人   | 273人   | 245人   | 236人   | 228人   |
| 9歳        | 270人   | 254人   | 270人   | 242人   | 234人   |
| 10歳       | 272人   | 269人   | 253人   | 269人   | 241人   |
| 11歳       | 275人   | 272人   | 269人   | 253人   | 269人   |
| 合計(6～11歳) | 1,592人 | 1,549人 | 1,501人 | 1,433人 | 1,380人 |
| 合計(0～11歳) | 2,859人 | 2,781人 | 2,700人 | 2,619人 | 2,550人 |

教育・保育の量の見込み算出に係る割合は以下のとおり

|    |            |    |            |    |            |
|----|------------|----|------------|----|------------|
| 1号 | <u>〇〇%</u> | 2号 | <u>〇〇%</u> | 3号 | <u>〇〇%</u> |
|----|------------|----|------------|----|------------|

※ただし、3号認定については、年度中途の待機児童発生を見越し、1割増で算定。

## 2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

## 3. 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援に関する事業(利用者支援)

(2) 時間外保育事業(延長保育事業)

(3) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

(4) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

(5) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

(7) 地域子育て支援拠点事業

(8) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象（預かり保育））

(9) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象（預かり保育）以外）

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

(12) 妊婦健康診査

#### 4. 教育・保育の一体的な提供について

##### (1) 質の高い教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実

幼児期の教育・保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、大きな役割を担う教育・保育施設及び地域型保育事業において、質の高い教育・保育を提供する必要がある。そのため、より一層、幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質向上が求められていることから、研修の充実等必要な支援を行う。

また、幼稚園教諭、保育士、保育教諭の確保と離職の防止を図るため、処遇改善や環境整備を進めるとともに相談しやすい職場環境の実現に努める。

あわせて地域全体で子育て支援の充実を図り、保護者を支援していくことにも努める。

##### (2) 幼児期における切れ目ない教育・保育の提供

豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育を推進するため、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携や、認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携のさらなる促進に努める。

具体的には、市内就学前施設（認定こども園、幼稚園、保育園）の施設長と行政が一堂に会して、毎月開催している「園長会」による情報の共有や意見交換のより一層の充実と境港市保育協議会が実施する研修会に市内の認定こども園や幼稚園の保育教諭や幼稚園教諭に参加を呼びかけ、合同研修をさらに充実したものとする。

また、現在取り組んでいる幼児教育と小学校教育相互の教育内容の共通理解や指導法の共有化のための情報交換及び幼児期の育ちが就学後の生活や学びへとつながることから幼児教育・保育内容について、充実や工夫を図るなど、小学校との接続に関する取り組みの強化に引き続き努める。

#### 5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容について

子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支援の確保、保護者の経済的な負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付等を行う。

## 計画の推進に向けて

1. 点検・評価（P D C A）
2. 推進体制





## 第6章 計画の推進に向けて

### 1. 点検・評価（PDCA）

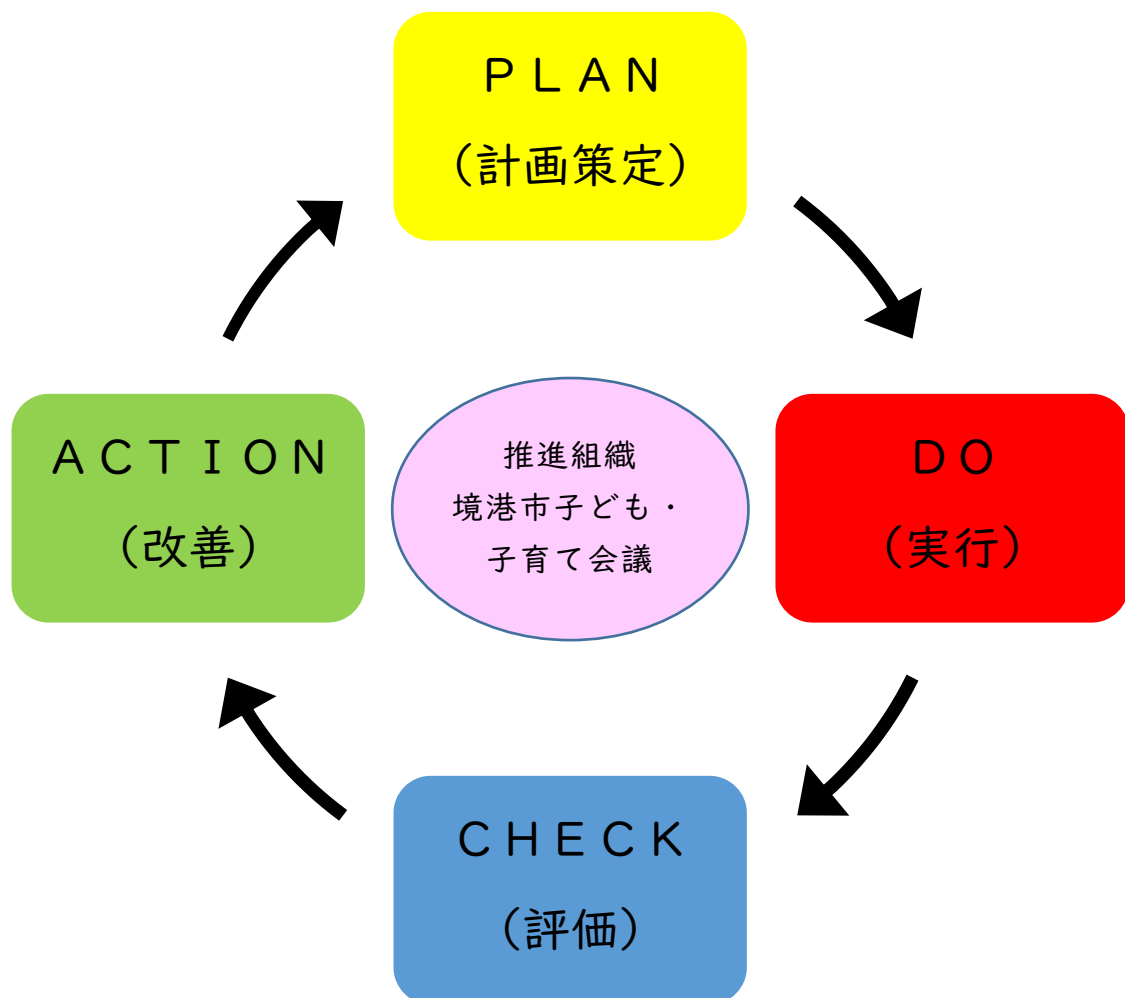
本計画の進捗状況（アウトプット）と計画全体の成果（アウトカム）の両面から毎年度点検・評価を行い、その結果を公表します。

計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合には、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。

### 2. 推進体制

本計画の推進にあたっては、その対象分野が多岐にわたることから、庁内の関係各課との連携を図りながら施策を展開していくこととし、進行の管理にあたっては、境港市子ども・子育て会議において、意見を聴くこととします

#### PDCAサイクルのイメージ



PDCAサイクル：PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）のプロセスを繰り返すことで、継続的に業務改善を行う手法